

令和2年12月定例議会 議案概要		担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第147号	議案名	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
目的	地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布され、令和3年1月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するもの。				
内容	<p>1 概要</p> <p>令和2年度税制改正において、市中金利の実勢を踏まえ、還付加算金等の割合の引下げが行われ、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号。)による地方税法附則第3条の2の改正により、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが次のとおり行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特例基準割合」について引下げ(+1% +0.5%) ・国税の改正にあわせて用語を見直し <p>延滞金及び還付加算金の取扱いに関し、地方税法を準用している関係条例を次のとおり改正する。</p> <p>< 還付加算金 > 用語改正(特例基準割合 還付加算金特例基準割合)及び率の引き下げ1% 0.5%</p> <p>琴浦町後期高齢者医療に関する条例</p> <p>< 延滞金 > 用語改正(特例基準割合 延滞金特例基準割合)</p> <p>琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例</p> <p>延滞利息としての性格や滞納を防止する機能、回収リスクの観点から、延滞金(徴収の猶予等の場合及び納期限の延長の場合を除きます。)については、改正前の水準を維持することとされた。</p>				
補足事項	施行日 令和3年1月1日				